

久喜市空き家の活用サポート窓口（いえかつKUKI）の 事業者募集について

1 経緯

- ・令和4年9月から10月に事業者募集を行い、11月、応募のあった24事業者と協定を締結。協定の期限は、令和9年3月31日。
- ・開設から2年経過し、募集当時に応募資格を満たさなかった事業者から参加希望の相談が寄せられている。

■事業者の条件

- ・久喜市内に事業所、事務所を置いていること。
 - ・自社、事務所の電話、FAX及びホームページがあること。
- （不動産事業者）
- ・市内で事業を行ってから5年以上経過していること。
 - ・公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会又は公益社団法人全日本不動産協会埼玉本部に入会していること。
 - ・県が公表している宅地建物取引業に基づく監督処分結果一覧表に掲載されていないこと。
 - ・土地付き中古住宅の売買、賃貸の代理又は仲介の実績があること。
 - ・市街化調整区域内の土地又は土地付き中古住宅の売買、賃貸の代理又は仲介の実績があること。
- （弁護士）
- ・経験年数が5年以上であること。
 - ・埼玉弁護士会に所属していること。
- （司法書士）
- ・経験年数が5年以上であること。
 - ・埼玉司法書士会に所属していること。
 - ・前年度、日本司法書士会連合会が定める単位制研修を必要単位（12単位）以上取得していること。

■協定事業者（24社）

不動産事業者	21社
弁護士事務所	1社
司法書士事務所	2社

2 今後の対応

- ・空家は今後も増加することが予想される。
 - ・地区によっては、事業者が少ないところもある。
- ⇒ より多くの事業者に協力いただき、空家等の利活用を促進する。

今後

- ・事業者の募集は通年とし、要件を満たす事業者と協定を締結する。
- ・協定の期限は、現在の事業者と同様、令和9年3月31日までとする。

3 スケジュール

事業者の募集開始（令和7年4月～）

申込があった場合

- ①事業者の審査
- ②事業者の決定
- ③連携協定の締結